

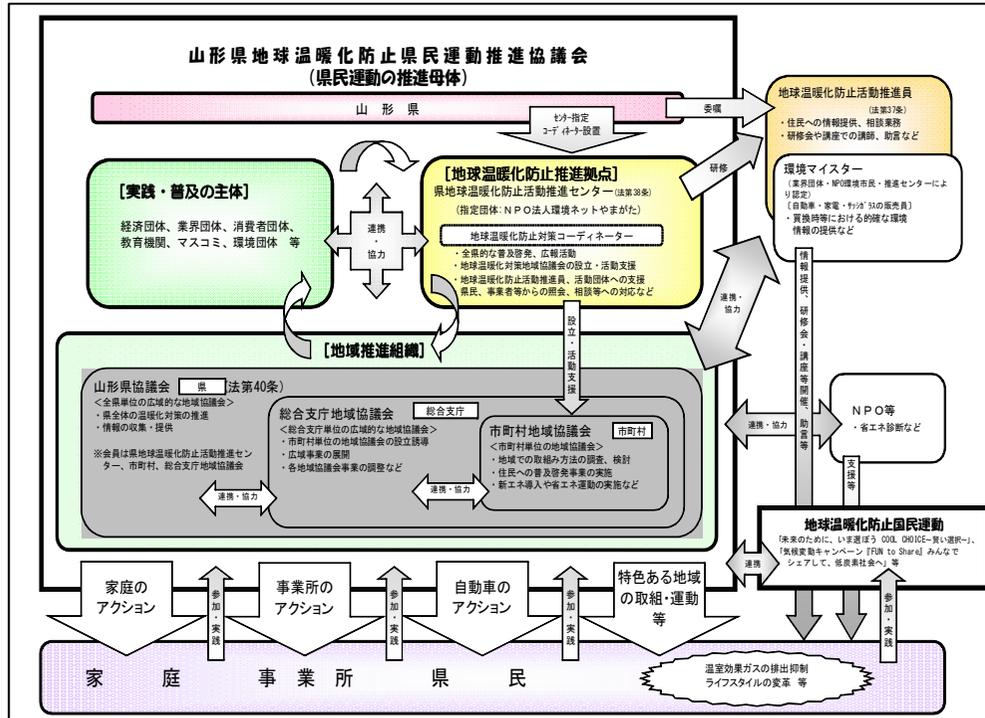
山形県地球温暖化対策実行計画【中間見直し版】素案から答申案への修正箇所

素案（パブリックコメント版）	答申案
<p>《29 ページ》</p> <p>第6章 温室効果ガス削減のための施策展開</p> <p>1 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築 ～省エネルギーの推進～</p> <p>(1) 環境に配慮した行動の提唱・推進 (前略)</p> <p>【施策の展開方向】</p> <p>① 持続可能な社会づくりのためのライフスタイルの提唱・推進</p> <p>ア 二酸化炭素を大幅に削減する低炭素で持続可能な社会のライフスタイルの提示と普及啓発 (前略)</p> <p>・ さらには、県内企業や県外・海外の先端技術や取組事例などについても、広く紹介、情報提供する機会を設けていきます。</p>	<p>《29 ページ》</p> <p>第6章 温室効果ガス削減のための施策展開</p> <p>1 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築 ～省エネルギーの推進～</p> <p>(1) 環境に配慮した行動の提唱・推進 (前略)</p> <p>【施策の展開方向】</p> <p>① 持続可能な社会づくりのためのライフスタイルの提唱・推進</p> <p>ア 二酸化炭素を大幅に削減する低炭素で持続可能な社会のライフスタイルの提示と普及啓発 (前略)</p> <p>・ さらには、県内企業や県外・海外の先端技術や取組事例などについても、<u>ICT（情報通信技術）の活用を検討しながら</u>、広く紹介、情報提供する機会を設けていきます。</p>
<p>《36 ページ》</p> <p>(2) 先進的な地域システムの構築 (前略)</p> <p>【施策の展開方向】</p> <p>① 二酸化炭素排出量削減の取組みの「見える化」 (前略)</p> <p>・ 省エネルギー活動の推進や再生可能エネルギーの導入において、環境配慮行動の成果としての節電量や二酸化炭素排出削減量を数値化する「県民省エネ節電所」を運営します。また、住民がより身近なものとして取り組んでもらえるよう、地域における「見える化」を推進します。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>《36 ページ》</p> <p>(2) 先進的な地域システムの構築 (前略)</p> <p>【施策の展開方向】</p> <p>① 二酸化炭素排出量削減の取組みの「見える化」 (前略)</p> <p>・ 省エネルギー活動の推進や再生可能エネルギーの導入において、環境配慮行動の成果としての節電量や二酸化炭素排出削減量を数値化する「県民省エネ節電所」を運営します。また、住民がより身近なものとして取り組んでもらえるよう、地域における「見える化」を推進します。</p> <p>【参考：県民省エネ節電所】 家庭や事業所の省エネ・節電の取組みの報告を基に推計した節電量を、数値や電球の大きさと表現しホームページに公表することで、取組みの成果を「見える化」するもの（平成25年度から毎年度運営）。県内合計のほか4地域や市町村単位でも公表。これにより、県民の取組み意識の高揚が期待される。 http://eny.jp/setsudensyo/about/index.html ※H28年度の実績：県内合計797万kwh（H29年2月23日現在） 内訳：家庭569万kwh(3,028世帯)、事業所228万kwh(2,170事業所)</p>

素案（パブリックコメント版）	答申案
<p>《37 ページ》</p> <p>② 森林吸収源対策の推進 （前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林吸収量の数値目標を明確にするとともに、「やまがた森林ノミクス」の取組みの普及啓発を行うなど、県民の森林整備への意識向上を図っていきます。 <p><u>（追加）</u></p>	<p>《37 ページ》</p> <p>② 森林吸収源対策の推進 （前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林吸収量の数値目標を明確にするとともに、「やまがた森林ノミクス」の取組みの普及啓発を行うなど、県民の森林整備への意識向上を図っていきます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考：やまがた森林(林)ノミクス】 森林資源を余すことなく活用する「緑の循環システム」を構築することにより、林業の振興を図り、関連産業や雇用創出への経済効果を生み出し、地域活性化につなげていくことを目的に、山形県が全国で初めて提唱した取組み。平成25年11月には、知事と県内全市町村長が参画して「やまがた里山サミット」を設立し、「やまがた森林(モリ)ノミクス」宣言を行った。また、やまがた森林ノミクスを更に推進するため、「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例」（通称：「やまがた森林(林)ノミクス推進条例」）を制定した。（平成28年12月可決成立、同月27日公布）</p> </div>
<p>《50 ページ》</p> <p>第7章 温室効果ガス削減のための各主体の役割 （4）県の役割 （前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>一事業所として率先した温室効果ガスの排出抑制</u> 	<p>《50～51 ページ》</p> <p>第7章 温室効果ガス削減のための各主体の役割 （4）県の役割 （前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>山形県環境保全率先実行計画（第4期）に基づく県自らの事務・事業活動の中での環境配慮の徹底による温室効果ガスの排出抑制及び率先実行による県民及び事業者の環境配慮活動の促進</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【山形県環境保全率先実行計画（第4期）】 温対法に基づく県の地方公共団体実行計画（事務事業編）として平成28年2月に策定。計画期間は平成28～32年度までの5年間とし、県の全ての行政組織及び指定管理施設等が対象。平成25年度を基準に温室効果ガスについては△10%、エネルギー（電気、燃料類）・用紙・水道の使用量及びごみ排出量についてはそれぞれ△7%を目標に設定し、省エネやりサイクルの推進、ペーパーレスの推進等に取り組むこととしている。</p> </div>

《51 ページ》
 (5) 市町村の役割
 (略)
 (追加)

図7-1 山形県の地球温暖化対策推進体制



《51 ページ》
 (5) 市町村の役割
 (略)
 (6) 県地球温暖化防止活動推進センターの役割
 ○ 全県的な普及啓発・広報活動、地球温暖化対策地域協議会の設立・活動支援、地球温暖化防止活動推進員・活動団体への支援、県民・事業者等からの照会・相談等への対応 など

図7-1 山形県の地球温暖化対策推進体制

